

山梨市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

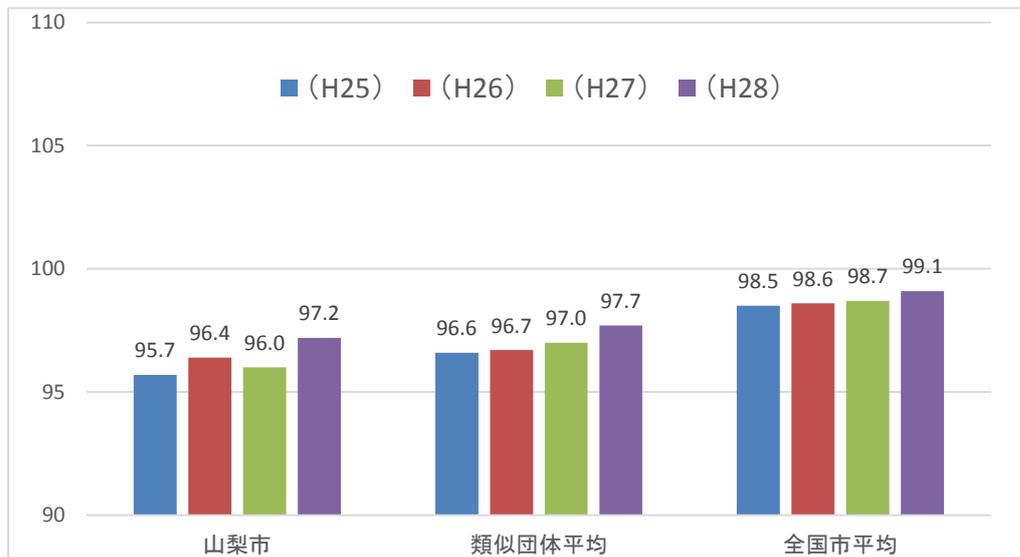
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 26年度の人件费率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	36,258	19,404,677	1,024,484	2,760,618	14.2	16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	324	1,190,256	180,615	438,673	1,809,544	5,585	5,780

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み



(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
28年度	円 385,201	円 381,795	3,406円 (0.89%)	% 0.17	% 0.2	% 0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	月 4.29	月 4.20	月 0.09	月 0.10	月 4.30	月 4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

- ①月例給は、公民較差を解消するため、人事院勧告に準じた給料月額の上引き改定とともに、子に係る扶養手当の手当額の引上げ改定
- ②特別給(期末手当及び勤勉手当)については、0.1月分引上げ

①給料表の見直し

〔 実施 未実施 〕

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容) 民間較差を踏まえ、行政職給料を引上げ(平均改定率0.2%)

②地域手当の見直し 該当なし

③その他の見直し内容

扶養手当：公民較差を踏まえ子にかかる扶養手当を引上げ

(6)特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山梨市	42.2 歳	312,766 円	371,286 円	— 円
山梨県	43.2 歳	336,665 円	416,160 円	375,388 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	42.3 歳	317,879 円	373,353 円	343,643 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山梨市	49.1 歳	25 人	266,500 円	3,147,000 円	3,107 円	—	—	—	—
うち 清掃職員	47.7 歳	4 人	277,000 円	338,000 円	332,800 円	産業廃棄物処 理業従事員	45.3 歳	330,675 円	1.02
うち 用務員	60.3 歳	3 人	289,200 円	294,600 円	289,200 円	用務員	55.2 歳	227,741 円	1.29
山梨県	52.0 歳	243 人	328,683 円	—	362,610 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	50.3 歳	18 人	318,114 円	344,558 円	330,685 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山梨市	—	—	—
うち清掃職員	4,577,900 円	3,968,100 円	1.15
うち用務員	4,693,200 円	2,732,900 円	1.72

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山梨市	50.0 歳	359,800 円	371,750 円
山梨県	43.2 歳	364,549 円	421,596 円
類似団体	41.5 歳	305,585 円	331,586 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		山 梨 市	山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	137,900 円	151,500 円	— 円
	中 学 卒	— 円	134,000 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

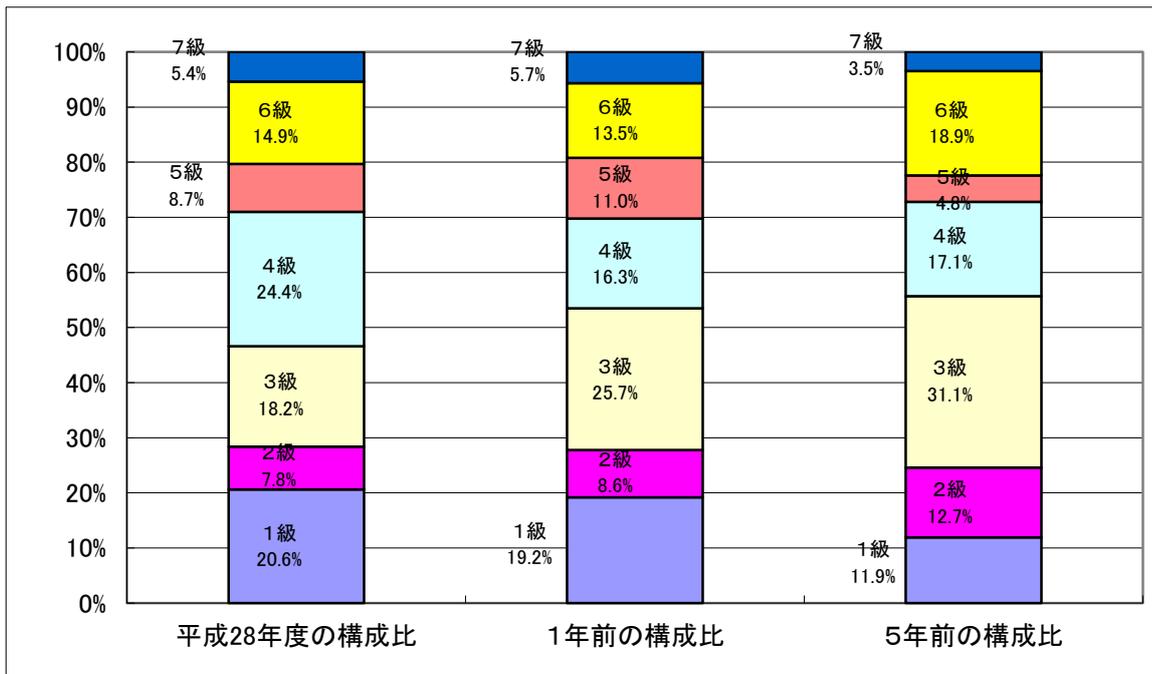
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,700 円	352,500 円	377,900 円	413,600 円
	高 校 卒	— 円	304,000 円	350,500 円	383,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	275,400 円	280,800 円	276,800 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	50人	20.2%	140,100円	246,100円
2 級	主任	19人	7.7%	190,200円	303,000円
3 級	主査・副主査・主任	49人	19.8%	226,400円	348,800円
4 級	副主幹・主査・副主査	59人	23.9%	259,900円	379,800円
5 級	課長補佐・主幹・副主幹	21人	8.5%	286,200円	391,800円
6 級	課長補佐・課長	36人	14.6%	317,000円	409,000円
7 級	課長	13人	5.3%	361,300円	443,700円

- (注) 1 山梨市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	山梨市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 梨 市		山 梨 県		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,437 千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,519 千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.7)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.75)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.7)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%管理職加算10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	山梨市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

(2) 退職手当 (28年4月1日現在)

山 梨 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	7,969 千円	18,426千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		2,430 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		151,885 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		4.5 %		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等の滞納金の徴収等に従事した職員の特殊勤務手当	市税、住宅使用料、下水道使用料及び保育料滞納整理従事職員	過年度分滞納整理業務	1,300 千円	徴収件数1件につき6円、徴収金額1,000円につき7円、差押・引上・公売 納税者1人につき120円
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症防疫業務	—	従事1日につき500円
行旅病人等を処理した職員の特殊勤務手当	行旅病人、行旅死亡人、変死人を処理する職員	行旅病人、行旅死亡人、変死人処理業務	—	行旅病人1件1,000円、行旅死亡人・変死人1件5,500円
養護老人ホームにおいて入園者の管理に直接従事する職員の特殊勤務手当	養護老人ホームに勤務する職員のうち現業に従事する職員	入園者の管理業務	741 千円	現業職員 従事1日につき500円、介護職員 従事1日につき650円
一般廃棄物処理業務に従事する職員の特殊勤務手当	一般廃棄物処理業務に従事する職員のうち現業に従事する職員	一般廃棄物処理業務	365 千円	従事1日につき400円
動物園に勤務する職員の特殊勤務手当	動物園において動物等の飼育・管理に従事する職員	動物等の飼育・管理業務	24 千円	従事1日につき100円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業・災害状況調査に従事する職員	災害応急作業・災害状況調査業務	—	従事1日につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	74,843 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	237 千円
支給実績 (26年度決算)	70,518 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	227 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者:13,000円 ・扶養:1人6,500円 (うち配偶者のいない扶養1人まで11,000円) ・満16歳～22歳:5,000円加算 	同		30,461 千円	241,753 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借間・借家 ・家賃等の金額12,000円以下:無支給 ・12,000円～23,000円:家賃等の金額-12,000円 ・23,000円～55,000円:(家賃等の金額-23,000円)×1/2+11,000円 ・55,000円以上:27,000円 	同		14,251 千円	263,922 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ①交通用具利用者 片道通勤距離(km) ・2以上5未満:2,000円 ・5以上10未満:4,200円 ・10以上15未満:7,100円 ・15以上20未満:10,000円 ・20以上25未満:12,900円 ・25以上30未満:15,800円 ・30以上35未満:18,700円 ・35以上40未満:21,600円 ・40以上45未満:24,400円 ・45以上50未満:26,200円 ・50以上55未満:28,000円 ・55以上60未満:29,800円 ・60以上:31,600円 ②交通機関利用者 定期券等の金額 ・55,000円未満:定期券等の額 ・55,000円以上:55,000円 ③交通用具と交通機関利用者 上記①と②の合計額(上限55,000円) 	同		13,773 千円	54,656 円
管理職手当	給料月額×10/100～12/100	異	給料月額×10/100～25/100	34,489 千円	584,569 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	770,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 市 長	(670,000	円)	950,000	円/	259,000	円
		(円)	772,000	円/	325,000	円	
報 酬	議 長	(370,000	円)		円/	円	
	副 議 長	(345,000	円)	545,000	円/	230,000	円
	議 員	(335,000	円)	474,000	円/	200,000	円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(27年度支給割合) 4.05		月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.05		月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×42/100		(1期の手当額) 15,523,200	(支給時期) 任期ごと		
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×25/100		8,040,000	円 任期ごと		
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

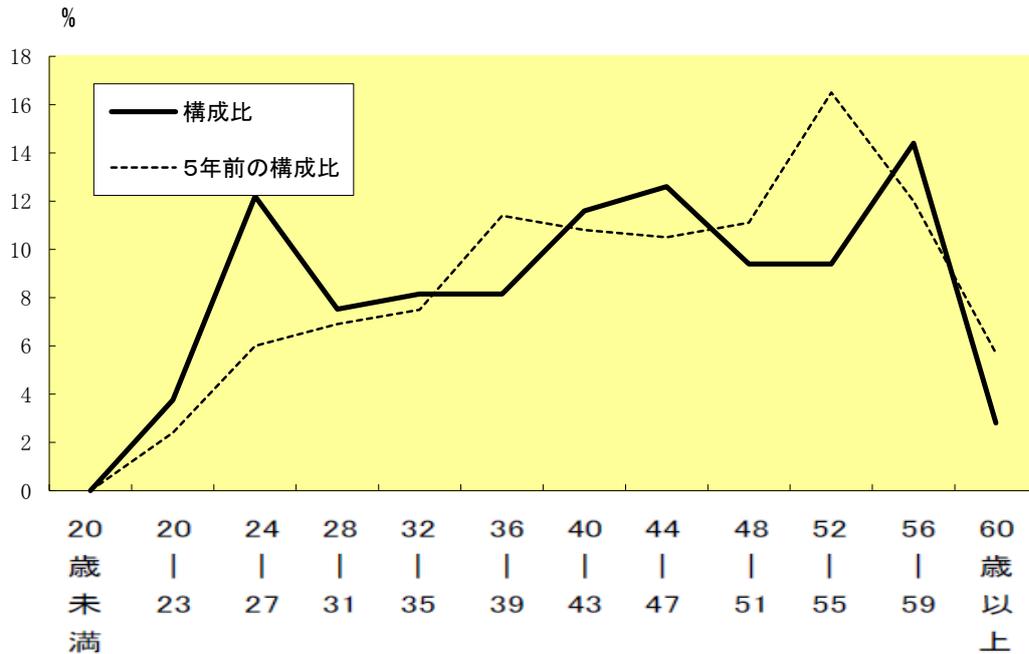
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	86	84	-2	支所事業配分の見直しなど
		税務	20	21	1	滞納整理業務の充実
		民生	70	68	-2	退職者不補充
		衛生	35	33	-2	欠員不補充
		労働	1	1	0	
		農林水産	16	16	0	
		商工	17	20	3	商工労政課の新設
		土木	27	27	0	
		計	276	274	-2	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数75.57人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数75.67人)
	教育部門	48	45	-3	退職者不補充など	
	消防部門					
	小計	324	319	-5	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数87.98人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数98.63人)	
公営企業計等部門	病院					
	水道	17	17	0		
	交通					
	下水道	10	10	0		
	その他	24	23	-1	退職者不補充	
	小計	51	50	-1		
合計		375 [388]	369 [388]	-6 [0]	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数101.77人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	12人	39人	24人	26人	26人	37人	40人	30人	30人	46人	9人	319人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		282	274	275	275	272	274	-1	-0.36%
教育		80	71	61	59	56	45	-16	-26.23%
消防									
普通会計 計		362	345	336	334	328	319	-17	-5.06%
公営企業等会計 計		47	48	50	52	53	50	0	0.00%
総合計		409	393	386	386	381	369	-17	-4.40%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。